議案第７７号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

小田原市梅の里センター条例（平成４年小田原市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表１の表中

「

会議室	２室に仕切って使用する場合	Ａ室	円 410	円 510	円 510	円 1,030	円 1,150	円 1,560
		Ｂ室	510	620	620	1,350	1,350	1,880
	上記以外の場合		920	1,130	1,130	2,300	2,400	3,350
和室			510	620	620	1,250	1,250	1,770
体験加工室			1,350	1,770	1,560	3,660	3,870	5,750
大会議室			2,610	3,660	3,130	6,800	7,220	10,470

」

を

「

会議室		Ａ室	円 450	円 600	円 600	円 1,200	円 1,300	円 1,800
		Ｂ室	600	700	700	1,600	1,600	2,200
和室			600	700	700	1,500	1,500	2,100
体験加工室			1,600	2,100	1,800	4,300	4,600	6,900
大会議室			3,100	4,300	3,700	8,100	8,600	12,500

」

に改め、別表２の表中

「

ホール	２室に仕切って使用する場合	Ａ室	円 730	円 980	円 830	円 1,930	円 2,030	円 3,030
		Ｂ室	460	620	570	1,250	1,350	1,980
	上記以外の場合		1,190	1,600	1,400	3,180	3,380	5,010
会議室			360	460	410	930	980	1,460
調理実習室			250	360	300	670	730	1,100

」

を

「

ホール		Ａ室	円 850	円 1,100	円 950	円 2,300	円 2,400	円 3,600
		Ｂ室	550	700	650	1,500	1,600	2,300

会議室	400	550	450	1,100	1,100	1,700
調理実習室	300	400	350	800	850	1,300

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の施設の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げるため提案するものであります。